

# 第 1 6 2 回 簿 記 検 定 試 験 実 施 要 項

主 催 日本商工会議所 稚内商工会議所

試 験 日 時 令和 4 年 1 1 月 2 0 日 (日)  
第 1 試 験 1 級・3 級 9 時 0 0 分  
第 2 試 験 2 級 1 3 時 3 0 分

試 験 会 場 ※受付終了後、受験票に試験会場を記載し送付いたします。

受 験 料 1 級 7, 8 5 0 円 2 級 4, 7 2 0 円  
3 級 2, 8 5 0 円  
(消費税込み)

受 験 資 格 学歴、年齢、性別、国籍に制限はない。

受 付 期 間 9 月 2 0 日 (火) ~ 1 0 月 2 1 日 (金)迄

級	科 目	程 度
1 級	商業簿記 工業簿記 原価計算 会计学 試験時間 3 時間	大学程度の商業簿記、工業簿記及び原価計算並びに会計学を修得し、企業会計原則、原価計算基準などの会計基準及び会社法、会社計算規則、財務諸表等規則その他企業会計に関する法令を理解している。
2 級	商業簿記 工業簿記 試験時間 90 分	高校程度の商業簿記及び工業簿記(原価計算を含む。)を修得している。 5 題以内
3 級	商業簿記 試験時間 60 分	商業簿記の基礎的な原理を理解し、(商品売買業における)記帳、決算等の初歩的な実務を理解している。 3 題以内

合 格 基 準 試験の採点は、各級とも満点を 1 0 0 点とし、得点 7 0 点を持って合格とする。  
ただし、1 級に限り、1 科目ごとの得点が 4 0 %に満たない者は、不合格とする。

合 格 発 表 日 令和 4 年 1 2 月 5 日 (月)  
(※ 1 級は日商中央審査のため、令和 5 年 1 月 9 日(月))

申込方法 本商工会議所所定の申込用紙により受験料を添付のうえ  
申込みこと。  
尚、商工会議所へ来られない場合は受験料については銀行  
振込又は現金書留でも可。  
試験中止のとき以外は、申込み後の受験料はお返しいたし  
ません。

振込先 稚内信用金庫本店 口座番号 普 1049056

ワッカイショウコウカイギシヨ カイトウ ナカタ シンヤ  
稚内商工会議所 会頭 中田 伸也

※振込手数料はご負担願います。

申込場所 稚内商工会議所（稚内市中央2丁目4-8）  
TEL（0162）23-4400

その他 1級の採点は中央審査（日商）のため約50日後に発表さ  
れます。結果については、当所より個人（団体）宛に郵送に  
て通知します。  
本検定試験に関して不明の点がありましたら、稚内商工会  
議所検定係までお尋ね下さい。

## 新型コロナウイルス感染症対策へのお願いについて

- ・ 試験当日、試験会場へ向かう前に検温を行い、発熱（37.5度以上）や咳等の症状がある場合は、受験会場への来場をお控え下さい。
- ・ 下記に該当する場合は、受験をお断りする場合があります。
  - 発熱（37.5度以上）や咳等の症状がある場合
  - 過去2週間以内に、新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合
  - 過去2週間以内に、同居している者に感染が疑われた場合
  - 過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合
- ・ 本人確認など試験委員が指示した場合を除き、試験会場および周辺地域では、マスクを着用してください。
- ・ 試験会場への入退出の際、入口で手指の消毒を行って下さい。
- ・ 休憩時間における他者との接触、会話は極力お控え下さい。
- ・ 試験会場で調子が悪くなった場合は、必ず試験係員にお申し出下さい。
- ・ 発熱や咳等の症状が見受けられる等、体調不良の状況にあると試験委員が判断した場合、試験途中でもあっても受験をお断りする場合があります。
- ・ 受験者のなかで感染者が判明した場合は、受験申込時に頂いた個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合があります。

## 受験者への注意

1. 試験開始時間を間違えないように注意してください。時間に遅れると受験ができません。
2. 受験者は、試験開始時刻までに入室し、指定された席につくようにしてください。
3. 受験するときに持参するもの  
(受験票と身分証明書は忘れずに持参してください。)
  - ・ 受験票
  - ・ 身分証明書
    - ◎原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる運転免許証、旅券(パスポート)、学生証、社員証など。
    - ◎身分証明書をお持ちでない方は、商工会議所までご相談ください。
  - ・ 筆記用具 (HBまたはBの鉛筆、シャープペン、消しゴム)
  - ・ 電卓またはそろばん
    - ◎ただし、電卓は計算機能のみのものに限り、以下の機能があるものは持ち込みできません。
      - 印刷(出力)機能
      - メロディー(音の出る)機能
      - プログラム機能  
(例:関数電卓等の多機能な電卓、売価計算・原価計算等の公式の記憶機能がある電卓)
      - 辞書機能(文字入力を含む)  
(注)ただし、次のような機能は、プログラム機能に該当しないものとして、試験会場での使用を可とします
        - ・日数計算   ・時間計算   ・換算
        - ・税計算     ・検算(音の出ないものに限る)
4. 試験会場においては、試験委員の指示に従ってください。
5. 携帯電話などの外部との通信が可能なモバイル機器の使用を禁止します。必ず電源を切り、カバンにしまってください。アラームを設定している場合は、解除したうえで、電源を切って下さい。指示に従わず、使用が発覚した場合または身につけていることが分かった場合、試験時間中に着信音が鳴るなどした場合は、不正行為とみなし退室していただく場合もあります。
6. 試験中に不正行為があった者は、合格を取り消し、以後の受験を禁止することがあります。